

蒲情審答申第64号

(諮問第70号)

件名：平成30年度蒲郡観光協会収支決算書の非公開決定

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、平成30年度蒲郡観光協会収支決算書（以下「本件文書」という。）について、不存在を理由として非公開決定としたことは妥当である。

1 審査請求に至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和元年7月19日（以下「請求日」という。）付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、本件文書の公開の請求を行った。

(2) 実施機関の処分

実施機関は、本件文書を保有していないとして、令和元年7月26日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求人に通知した。

(3) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和元年10月4日付け（受付は10月7日付け）で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、公開決定を求めるというものである。

(2) 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 本件処分の公文書非公開決定通知書の公開しないこととした理由（以下「非公開理由」という。）欄に記載されている内容は、根拠規定を書いているにすぎず、本件文書を保有していない正当な理由について記載がない。本件処分は、条例第8条第4項に違反しており、理由付記不備である。

イ 本件処分につき、市は、平成29年度分まで蒲郡観光協会の収支決算書（以下「収支決算書」という。）を入手していたにも関わらず、平成30年度分は保有していないという理由で請求を退けるのは、意図的に観光協会から本件文

書を提出させない対応を取ったものと推測でき、速やかに入手し、公開すべきである。

ウ 市は、収支決算書の提出を義務付けていないので入手しないと弁明をするのではなく、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項第5号に規定するその他市長が認める書類で提出を義務付け、入手すべきである。

エ 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付事務の透明性を確保するために、また、マネーロンダリングを防止する上でも、本件文書は必要不可欠なものであるため、継続的な入手及び公開を求める。

3 実施機関の説明

実施機関が、弁明書及び口頭説明で主張している理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件文書を現実に保有していないため、本件処分の理由欄に「公開の請求に係る文書を保有していないため。（蒲郡市情報公開条例第8条第1項に該当します）」と付記し、非公開決定としたものである。
- (2) 収支決算書は、平成28年度分までは、竹島駐車場指定管理者事業報告書の補助的な書類として、竹島駐車場の指定管理者である蒲郡観光協会の任意により提出されていたため保有していたが、市は、収支決算書の提出は義務付けていない。平成29年度分以降は、竹島駐車場指定管理者事業報告書に収支決算書は添付されなくなったが、平成29年度分については、蒲郡観光協会総会に市が出席し、収支決算書がその配布資料であったため保有している。平成30年度分については、蒲郡観光協会総会に市が出席しなかったため、収支決算書を保有していないものである。これらのことから、市が意図的に蒲郡観光協会から提出させない対応を取ったという事実はない。
- (3) 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）の交付額を決定するのに要綱第6条第1項第1号から第4号までに規定する書類で内容を精査し、その精査をする上で新たに書類を必要とするときに同項第5号に規定する「その他市長が必要と認める書類」の提出を求めるものであって、収支決算書が無くても内容を精査できると判断しているため、市は、蒲郡観光協会に提出を求めているものである。
- (4) (3)のとおり、市は、収支決算書以外の要綱に規定されている書類によって内容を精査しているため、継続的な入手及び公開をするべきであるという請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保障されている。しかし、請求権が認められる前提として、請求日に当該公文書が現実に存在し、実施機関がこれを保有・管理している状態でなければならない。

当審査会は、本件文書の存否について、実施機関に説明を求めたところ、本件文

書は保有していない旨の回答があったこと、また、実施機関に提出させた文書処理簿を基に当審査会の事務局職員をして確認させたところ、本件文書の存在は認められなかったことから、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なものと認められる。

5 付言

(1) 理由付記について

非公開理由を明記する趣旨は、非公開事由にあたるかどうかについて実施機関の厳格かつ慎重な判断を求め、実施機関による恣意的な非公開を抑制するとともに、処分の理由を請求人に知らせて、審査請求等に便宜を与えるところにある。この点を考慮すれば、文書の不存在を理由とする非公開決定については、本件文書を作成・取得していない、又は作成したが保存年限が経過したので廃棄した等、対象文書が存在していないことの要因についても付記することが求められる。

実施機関は、本件処分における非公開理由として「公開の請求に係る文書を保有していないため。(蒲郡市情報公開条例第8条第1項に該当します)」と付記し、通知しているが、非公開理由を明記する趣旨からすれば、不十分な内容である。なぜなら、審査請求人からすれば、「ないものはない。だから非公開」と言われているのと同じだからである。これでは、本市情報公開条例の理念(=公平で透明性ある民主的な行政を推進し、市民に対する行政の説明責任を全うするという理念)にそぐわないであろう。

今後は、非公開理由として単に文書の存否について不存在を付記するだけではなく、対象文書が存在していないことの要因についても明記すべきであり、市民目線に立って、丁寧な説明に努めるよう要望する。

(2) 本件文書の保有の必要性について

条例第1条の規定は、「市民の知る権利を尊重する」ことを前提としており、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし」とあるように、市民の知る権利を行使できるように、必要な公文書を備えておくべきと解される。

実施機関の口頭説明により、市から蒲郡観光協会に対する公費として、竹島駐車場指定管理料、竹島園地管理委託料及び助成金があることを確認し、相互の関係性が認められた。これら公費について、二重計上等の誤りがなく正しく実績報告がされていることを確認し、公費の支払を適切に行うために、市は蒲郡観光協会の決算状況を把握し、市民に説明責任を果たし得る文書を整えることが重要である。

従って、当審査会においては、本件文書は市として保有の必要性の高い文書と判断し、速やかに取得し、条例に基づく開示請求に対して公開できる体制を整えることを要望する。

6 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年 3月23日	実施機関からの諮問（産業環境部観光商工課）
令和2年 5月18日	請求人から意見書收受
令和2年 6月11日	実施機関の口頭説明
令和2年 7月 1日	請求人による口頭意見陳述 審議
令和2年 7月31日	審議及び答申の検討
令和2年 8月 4日	答申